

福井県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和6年8月27日

福井県監査委員	山本 建
同	松崎 雄城
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

1 審査の対象

令和5年度福井県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度福井県内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点から検証を行うものである。

3 審査の実施内容

令和5年度福井県内部統制評価報告書について、知事から報告を受け、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果および意見

令和5年度福井県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続および評価結果に係る記載は概ね相当である。

なお、今回重大な不備と判断した「国費の所要額調査手続の不備」については、国費受入不備の全庁調査により把握したものであるが、本来であれば内部統制制度による自己点検の際に担当所属が不適事項として識別し、報告すべき案件である。事案が発生した時点で全庁的にリスクとして共有され、早期に再発防止策が講じられていれば、その後に発生した「国費の受入手続の不備」の防止に繋がった可能性がある。こうした点も踏まえ、内部統制がより一層有効に機能するよう努められたい。